

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

7 川健障施第 8 3 1 号

市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉サービス事業者等が介護ロボット等や I C Tを導入する際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 1 3 年 3 月 2 1 日規則第 7 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 介護ロボット等の導入支援事業・介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

ア 「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）（以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス」を行う者をいう。

イ 「共同生活援助事業者」とは、法第 5 条第 1 8 項に規定する「共同生活援助」を行う者をいう。

ウ 「居宅介護事業者」とは、法第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う者をいう。

エ 「重度訪問介護事業者」とは、法第 5 条第 3 項に規定する「重度訪問介護」を行う者をいう。

オ 「短期入所事業者」とは、法第 5 条第 8 項に規定する「短期入所」を行う者をいう。

カ 「重度障害者等包括支援事業者」とは、法第 5 条第 9 項に規定する「重度障害者等包括支援」を行う者をいう。

キ 「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 2 条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第 2 4 条の 2 に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。

(2) I C Tの導入支援事業

ア 「障害福祉サービス事業者」とは、法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス業」を行う者をいう。

イ 「障害者支援施設事業者」とは、法第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス

を行う者をいう。

ウ 「一般相談支援事業者」とは、法第5条第19項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。

エ 「特定相談支援事業者」とは、法第5条第19項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。

オ 「居宅介護事業者」とは、法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う者をいう。

カ 「重度訪問介護事業者」とは、法第5条第3項に規定する「重度訪問介護」を行う者をいう。

キ 「同行援護事業者」とは、法第5条第4項に規定する「同行援護」を行う者をいう。

ク 「行動援護事業者」とは、法第5条第5項に規定する「行動援護」を行う者をいう。

ケ 「重度障害者等包括支援事業者」とは、法第5条9項に規定する「重度障害者等包括支援」を行う者をいう。

コ 「就労定着支援事業者」とは、法第5条第16項に規定する「就労定着支援」を行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、川崎市内において別表第1に定める障害福祉サービス事業所等を設置する法人とする。

2 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象補助事業

同条第1項で定める対象事業所等においてロボット等やICT（障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱（令和7年2月18日付け障発0218第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する介護ロボット等やICT）を導入する事業とする。

(2) 補助対象経費 別表第2のとおりとする。

(3) その他補助事業における要件等は別表第3のとおりとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助金の交付額は、別表第2の第1欄に定める区分ごとに次により算出された額の合計額とする。

(1) 施設又は事業所ごとに、別表第2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を算定しその合計した額を選定する。

(2) (1)により選定された額に別表第2の第4欄の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助額とする。

- (3) 介護ロボット等の導入支援事業及び介護テクノロジーのパッケージ型については、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1 機器につき 30 万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1 機器につき 100 万円を上限として補助するものとする。
- 2 補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、第 2 条第 1 号アからキまでの障害福祉サービス事業、施設障害福祉サービス事業又は障害児入所支援の指定を複数受けている場合は、1 施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を規則第 3 条第 1 項の規定により市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(市内中小企業者への優先発注)

第 6 条 申請者は、交付申請額が 100 万円を超え、かつ申請事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号）第 5 条第 2 項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 1 件の金額が 100 万円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による交付の申請があった時は、申請書類を審査し、適正と認める場合には、すみやかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかに川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(暴力団排除)

第8条 川崎市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年号外法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受け

なければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機器、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条 1 項第 2 号の規定により厚生労働省が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (7) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は市長)に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。
- (8) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (9) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (10) 介護ロボット等や ICT の導入前後の影響について客観的かつ定量的な指標に基づいて、介護ロボット等や ICT の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について市長に報告しなければならない。
- (11) 他の障害福祉サービス事業者等による介護ロボット等や ICT の導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。
- (12) ICT 導入モデル事業を実施する者にあつては、別に開催を通知する研修を受講しなければならない。
- (13) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (14) 補助事業者が(1)から(12)までに付した条件に違反した場合には、この補助金の

全部又は一部を市に返還させることがある。

(15) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の申請・承認)

第11条 申請者は、補助事業の内容について変更が生じたときは、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る事業の変更承認申請書（第3号様式）に、必要に応じて、変更内容の分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、申請書類を審査し、適正と認める場合には、承認の可否について決定し、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る事業の変更承認決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第18条の規定による状況報告を市長が求めた場合は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業完了の日から30日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付に係る事業実績報告書（第5号様式）

(2) 川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る発注実績報告書（第6号様式）

(3) 川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第7号様式）

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であ

ることの誓約書（第8号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

- 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、本条第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等書類を審査し、適正と認める場合には、交付すべき補助金を確定し、すみやかに川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、第7条第2項で決定した交付決定額と実績報告書を受けて確定した交付決定額が同額の場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第16条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の補助金額確定後、市長に補助金の請求書を提出するものとする。
- 2 市長は、適法・適正な前項の請求書を受けてから、30日以内に補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行

っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（市内中小企業者優先発注違反の場合）

第18条 市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条若しくは第14条の規定に違反したとき。

（実施細目）

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

（届出事項）

第20条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和7年10月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1

事業名等	対象施設・事業所等
(1)介護ロボット等の導入支援事業	障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、障害児入所施設
(2) I C T の導入支援事業	ア I C T 機器の導入支援 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所（以下、「障害福祉サービス事業所等」という。） イ A I カメラ等の導入支援 障害福祉サービス事業所等のうち、訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、就労定着支援事業所、一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所を除いた事業所
(3)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所 イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 障害者支援施設、共同生活援助事業所

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業	(1) 介護ロボット等の導入支援 施設等の種類毎の基準額 ・ 障害者支援施設 1 施設あたり 2,100 千円 ・ 共同生活援助事業所 1 事業所あたり 1,500 千円 ・ その他事業所 1 事業所あたり 1,200 千円	障害福祉サービス事業所等のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	3 / 4
	(2) ICTの導入支援 1 施設又は事業所あたり 1,000 千円	障害福祉サービス事業所等のICTの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	3 / 4
	(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 1 施設又は事業所あたり 10,000千円 ・ 介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費	介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費について 障害福祉サービス事業所等のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要す	3 / 4

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業	(1) 介護ロボット等の導入支援 施設等の種類毎の基準額 ・ 障害者支援施設 1 施設あたり 2,100 千円 ・ 共同生活援助事業所 1 事業所あたり 1,500 千円 ・ その他事業所 1 事業所あたり 1,200 千円	障害福祉サービス事業所等のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	3 / 4
	(2) ICTの導入支援 1 施設又は事業所あたり 1,000 千円	障害福祉サービス事業所等のICTの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	3 / 4
	(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 1 施設又は事業所あたり 10,000千円 ・ 介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費	介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費について 障害福祉サービス事業所等のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要す	3 / 4

	・見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費	る費用に限る。) 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費について 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	
--	---------------------------------------	---	--

別表第 3

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業における要件等	1 介護ロボット等の導入支援事業 (1) 補助の対象となる介護ロボット等とは、次のアからウの全ての要件を満たすものをいう。 ア 目的要件 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴介助」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。 イ 技術的要件 ロボット等（センサー等により外界や自己の状態を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。 ウ 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 (2) 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。 (3) 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。 (4) 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。 (5) 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。 (6) 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。 (7) 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。 (8) 障害福祉サービス事業者等が導入経費を算定するに当たっては、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
-------------------------------------	--

	2 ICTの導入支援事業 (1) 令和7年度中に係る経費のみを対象とする。 (2) 情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とする。例えば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。 (3) ソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。 ・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。 ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一气通貫の環境が実現できるもの。 (4) AIカメラ等の導入については、次の要件に該当する場合を対象とする。 ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。 ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。 ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。 ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。 ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。 ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
--	---

	(5) 通信環境機器等及び保守経費等については、情報端末、ソフトウェア、A I カメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。 (6) インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。 (7) 障害福祉サービス事業所等が導入経費を算定するに当たっては、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
	3 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業 (1) 介護ロボット等や I C T を複数組み合わせて導入する障害者支援施設サービス事業者等に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。介護ロボット等や I C T の導入における要件や補助対象等については別表第 1 及び別表第 2 の内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、第 4 条(3)に規定する介護ロボット等の 1 機器当たりの上限額については適用しない。 ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 ・別表第 1 及び別表第 2 に定める対象経費に該当するもので複数のテクノロジーを組み合わせて導入する場合に必要な経費を補助する。 ・ I C T については、通信環境機器等及び保守経費等は補助対象外とする。 イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備 ・見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
交付申請書

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金について、次の
とおり関係書類を添えて申請します。

1 対象事業所等

事業所番号 _____
事業所名 _____
サービス種別 _____

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費に係る見積書又は価格表等積算資料
- (3) 導入機器等のカタログ等
- (4) その他市長が必要と認めた書類

第 2 号様式

川崎市指令 第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金につきましては、次の条件を付けて交付します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は市長)に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、一個又は一組の取得価格が30万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過す

るまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) ロボット等やＩＣＴの導入前後の影響について客観的かつ定量的な指標に基づいて、介護ロボット等やＩＣＴの導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について市長に報告しなければならない。
- (10) 他の障害福祉サービス事業者等によるロボット等やＩＣＴの導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。
- (11) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (12) 補助事業者が(1)から(11)までに付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。
- (13) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
に係る事業の変更承認申請書

年 月 日 川崎市指令 第 号で交付決定がありました、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る事業について、次のとおり、事業変更し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 施設、事業所名
- 2 事業の変更の内容
- 3 事業の変更理由
- 4 添付書類

第4号様式

第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
に係る事業の変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市障害福祉サービス事業所等介護
テクノロジー導入支援事業補助金に係る事業の変更承認申請について、次のと
おり決定しましたので、通知します。

1 決定内容

2 変更事項

3 承認条件

第 5 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
交付に係る事業実績報告書

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る事業実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 収支決算書及び領収書等、装置の型番及び費用の支払いが分かる書類
- (2) 装置の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第 6 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
に係る発注実績報告書

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る発注実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設、事業所名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 （工事、委託、物品）	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
					合計	

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
に係る入札（見積り）が行えないことに関する理由書

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る入札（見積り）が行えないことに関する理由書について、次のとおり報告します。

1 施設、事業所名

2 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

3 発注先

4 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

5 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない

	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (6) の順に最初に当てはまる 1 つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

--

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱第 6 条に定める市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にいる者

第 8 号様式

年 月 日

(宛先)

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住所	
商号又は名称	
(ふりがな)	
代表者職氏名	
資本金の額	円
職員総数	人

(代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
に係る市内中小企業者であることの誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、川崎市障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業補助金に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

第9号様式

第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金
交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る事業実績について、審査の結果、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

1 補助金交付済額 A _____ 円

2 補助金交付確定額 B _____ 円

3 精算額 (B-A) _____ 円

第 1 0 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 川崎市指令 第 号で交付決定がありました、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、川崎市障害福祉サービス事業所等介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）
第 1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売り上げ割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。